

學大科法學大國帝都京

# 叢論濟經

號四第 卷四第

行發日一月四年六正大

## 論說

Unto this Lastヲ讀ム(1).....法學博士 河上 肇

官業問題ニ就キテ(三)完.....法學博士 神戶 正雄

我取引所擔保業務ト保險事業トノ差異.....法學士 小島昌太郎

太閤檢地ノ研究.....法學士 牧野新之助

參觀交代制度ノ經濟觀(三).....法學士 本庄榮治郎

## 時事問題

支那ノ立國策ト其參戰問題.....法學博士 戶田海市

對印爲替問題.....法學博士 神戶 正雄

## 雜錄

世界金融ノ中心トシテノ倫敦ノ地位.....法學博士 神戶 正雄

續市統計所小觀.....法學博士 財部 靜治

歐米ニ於ケル勞働組合ノ近況.....法學士 山本美越乃

長野縣ノ蠶絲業.....法學士 河田 嗣郎

# 長野縣ノ蠶絲業

河田 嗣 郎

本文ハ予ガ本年二月下旬長野縣へ出張ノ序ナリ以テ同縣下ノ蠶絲業ノ現狀ノ大體ニ就イテ調査觀察シタル所ノモノノ概要デアアル。固ヨリ纏ツタ研究ト見ルニ足ル可キモノデアハナク、謂ハバ予一個ノ備忘録タルニ過ギ又位ノモノデアアル。

## 一般狀況

長野縣ノ蠶絲業ト云ヘバ其ノ發達ノ上カラ見テモ、其ノ現狀ノ上カラ見テモ、群馬、埼玉、福島ナドノ諸縣ト共ニ、實ニ全國ニ冠タルモノデアツテ、然カモ其ノ器械生産ノ盛ナルコトト生産高ノ多キ點トニ於テハ、他ニ比敵ヲ見出スコトカ出來ヌ。試ニ全國ニ於ケル蠶絲總生産者數ト生産總量ト、之ニ對スル長野縣及ビ之ニ亞グ諸縣ノ生産者數并ビニ生産量トヲ示セバ洵ニ左ノ如キ有様デアアル。

雜錄 長野縣ノ蠶絲業

### 蠶絲總額(大正三年)

縣	製絲戶數	生絲生産量	玉絲生産量
長野縣	三,四六〇	一,一八五,八八八	一一,八六六
群馬縣	三,三六七	三,七〇三	六,八九六
埼玉縣	三,六六六	三,一三〇	五,三三六
福島縣	二,四一六	一,六三〇	一〇,〇〇六
山形縣	三,一五三	一一,三三〇	六,四七一
全國合計	一〇,〇六九	三,五〇七,七七一	三六,一〇四

因是觀長、長野縣ハ製絲業者ノ戶數ノ上ニ於テハ全國總數ノ七・四%ヲ占メ、其ノ生絲生産量ニ於テハ實ニ三三・七%ヲ占メテ居ル。從テ我國ノ蠶絲經濟ニ在ツテハ、長野縣ハ甚ダ重要ナル地位ヲ有スルモノタルヤ絮説ヲ俟タザル所デア

ル。更ニ之ヲ器械製絲ト座繰製絲トニ就キテ右表ト同様ノ比較ヲ示セバ左ノ如シ。

### 器械製絲(大正三年 \*七月現在)

縣	*製絲戶數	生絲生産量	價格總計(屑物共)
長野縣	三〇三	一,一三三,三三一	五,六二六,二六六
愛知縣	一七五	二二一,九一三	一,一〇四,八八八
群馬縣	四〇	一,四九,九七二	八,四八〇,〇〇〇
埼玉縣	七	一八,七〇〇	一,〇三六,三三三
全國合計	四三〇	二,八二二,九一六	一四,九七三,四七六

第四卷 (第四號 一四三) 六〇九

1) 第三十一次農商務統計表72-79.

雜錄 長野縣ノ蠶絲業

座繰製絲(大正三年 \*七月現在)

製絲戶數	生絲生産量	價格總計(屑物共)
長野縣	13,281	2,247,000
群馬縣	7,131	1,071,000
埼玉縣	1,245	1,828,000
福島縣	2,254	1,747,000
山形縣	10,131	1,011,000
全國合計	34,042	8,904,000

右二表ニ照シテ是ヲ觀レバ、長野縣ノ製絲業ハ器械生産ノ方面ニ於テ大ニ發達シテ居ルコトガ解カルノデアツテ、器械製絲ニ於テハ其ノ生産者ノ戶數コソ愛知縣ノソレニ及バザレ、其ノ生絲生産量ニ至ツテハ遙カニ之ヲ凌駕シテ居ル。

是レ又長野縣ノ製絲業者ニハ割合ニ大規模經營ヲ爲ス者多キヲ示スコトモナルノデアアル。然ルニ座繰製絲ノ方ニ在ツテハ長野縣ハ製絲業者ノ數ニ於テモ其ノ生産量ニ於テモ共ニ群馬、福島ノ二縣ニ劣ツテ居ルノデアアル。

仍テ更ニ進ムデ製絲業中所謂工場ト稱セララルモノニ就イテ、長野縣下ノ狀況ヲ視レバ、大正四年五月末現在ニ於テ左表ニ示スガ如キ有様デアツタ<sup>2)</sup>

第四卷 (第四號 一四四) 六一〇

工場數	釜數	揚返窓數	工女數	工男數
器械製絲工場	55	45	2,327	2,458
座繰製絲工場	1,071	1,071	1,828	1,828
共同揚返工場	1	1	1	1
玉繰製絲工場	4	4	22	22
共同揚返工場	1	1	1	1
組合釜數ヲ示ス	1,126	1,126	4,179	4,310

右表ノ示スガ如ク長野縣ノ製絲業ハ比較的大規模ナルモノガ多ク、器械製絲工場ノ數ハ遙カニ五百ヲ超ヘ其ノ釜數六萬五千ニ近キ有様デアアル。然シ此ノ調査ハ大正四年五月末現在デアツテ生絲市場ノ景況ノ不良ナル時ニ際シテノ現在數デアリ、其後市場ノ景況ノ漸次活氣ヲ帶ビ來リタルト共ニ業務モ大ニ擴張セラレタ筈デアアルカラ、現在ニ於ケルモノハ、特ニ其ノ釜數ニ於テ右ヨリモ少カラズ増加シテ居ル筈デアアル。

尙ホ少シク長野縣ニ於ケル此ノ盛大ナル製絲事業ノ現勢ヲ呈スルニ至ル迄ノ發達ノ有様ヲ窺ツテ見ヤウナラバ、左表ニ之ヲ示ス所ノ如ク、工場數ニ於テハ餘リ多クノ増加ヲ爲シテ居ラヌケレドモ、其釜數特ニ生絲生産高ニ於テハ夥シキ増加ヲ見、比年着々發達シテ來タノデアアル<sup>3)</sup>

2) 長野縣内務部蠶絲課「製絲工場調」  
3) 同書

器械製絲工場數

同上釜數

同上生絲製造高

明治三十九年	550	50,545(100)	5,750(100)
同 四十年	551	50,942(100)	5,817(100)
同 四十一年	550	50,742(100)	5,780(100)
同 四十二年	550	50,742(100)	5,780(100)
同 四十三年	550	50,742(100)	5,780(100)
同 四十四年	550	50,742(100)	5,780(100)
同 四十五年	550	50,742(100)	5,780(100)
大正元年	550	50,742(100)	5,780(100)
大正二年	550	50,742(100)	5,780(100)
同 三年	550	50,742(100)	5,780(100)
同 四年	550	50,742(100)	5,780(100)

即チ明治三十九年ニ比スレバ大正四年ニ於テハ釜數ハ六割ヲ増シ、生絲生産高ハ十一割一分ノ増加ヲ示シテ居ル次第デアル。

右ノ外更ニ長野縣製絲業者ニシテ他府縣ニ於テ製絲業ヲ經營シテ居ル者モ決シテ少クナイノデアツテ、其等ノ多數ハ固ヨリ長野縣ニ於ケル大製絲業者ノ支店工場トシテ經營セラレテ居ルノデアル。大正五年五月末ニ於ケル其ノ現在數ハ左表ノ如シ<sup>4)</sup>

長野縣製絲業者經營廠外製絲工場	工場數	營業者數	釜數	工女數
東京府	二	二	九	一〇二
千葉縣	二	二	五〇	五二

雜錄 長野縣ノ蠶絲業

岩手縣	二	22	230
宮城縣	一	50	50
山形縣	一	50	50
福島縣	一	20	10
新潟縣	一	12	12
栃木縣	二	10	10
群馬縣	一	20	20
茨城縣	一	20	20
埼玉縣	一	11	11
愛知縣	一	12	12
德島縣	一	22	22
滋賀縣	一	20	10
高知縣	一	22	22
大分縣	一	12	12
福岡縣	一	20	10
佐賀縣	一	20	20
廣島縣	一	20	20
計	14	149	159

此表ノ示ス所ニ依ツテ之ヲ見レバ、長野縣ノ製絲業者ノ手ハ近キハ愛知、埼玉、群馬ノ諸縣ヨリ遠キハ大分、福岡ニモ及ビ殆ソド日本全國ニ及ムデ居ルト謂ツテモ不可ナク、其ノ縣外ニ於ケル釜數ノ如キモ縣内ノ六萬五千弱ニ對シテ一萬五千弱ニ及ビ實ニ四分一ノ多キ割合ヲ示シテ居ルノデアル。サレバ即チ現今ニ於テ全國ノ製絲釜數大約二十萬釜ノ内八萬五千釜ハ信州ノ人

第四卷 (第四號 一四五) 六一

4) 同書

ノ所有若クハ管理ノ下ニ在ルト稱セラルル次第  
 デアル。以テ如何ニ、我國ノ蠶絲經濟ニ於テ長  
 野縣ナルモノ若クハ信州人ナルモノガ重要ナル  
 地位ヲ占メテ居ルカガ解カルノデアル。

**製絲資金** 我國ノ輸出貿易ノ大宗タル生絲ノ  
 生産ニ於テ右ノ如キ重要ナル地位ヲ有スル長野  
 縣製絲業者ガ、其ノ年々ニ於ケル事業經營ヲ爲  
 サンガ爲メニハ、實ニ莫大ナル資金ヲ必要トス  
 ルヤ言フ迄モナイコトデアルガ、其ノ資金ノ調  
 達運轉ハ如何ニシテ行ハルルカ、之ハ實ニ右一  
 般ノ狀況ヲ考フルニ就ケテ必ズヤ次イデ起ル所  
 ノ問題デアル。

仍テ少シク之ヲ攷フルニ、長野縣ニ於ケル蠶絲  
 業者ト云ハズ一般ニ我國ノ製絲業者ハ製絲ヲ行  
 ツテ商品ガ出來上レバ直チニ之ヲ横濱ニ於ケル  
 問屋ニ向ツテ發送シ、問屋ハ之ヲ三井物産會社  
 等ノ如キ大輸出業者ニ賣リ、ツマリ問屋ガ製絲  
 業者ト輸出業者トノ中間ニ立ツテ前者ノ爲メニ  
 其ノ賣捌ノ代理ヲ爲シ其ノ手数料ヲ取ル（大抵  
 千分十五位）ノ例デアアルカラ、絲ガ出來上レバ

製絲業者ハ順繰ニ資金ノ回收ヲ爲スヲ得、之ニ  
 依ツテ資金ヲ運轉シテ行クコトガ出來ル譯デア  
 ルガ、然シ當初原料繭ヲ買入ルル爲メニモ多額  
 ノ資金ヲ要シ、又生産ノ過程中ニモ繼ナギトシ  
 テ少カラザル資金ヲ必要トスルガ故ニ、其ノ資  
 金ノ出場ト融通ノ便宜トハ之ヲ有セナクテハナ  
 ラス。

長野縣ノ製絲業者ガ右ノ意味ニ於ケル資金トシ  
 テ必要トスルモノハ、其ノ原料ニ要スル資金ダ  
 ケデモ現今年額一億一、二千萬圓ニ上ボルノデ  
 アツテ、就中五割五分ハ春蠶ノ爲メニ、自餘ノ  
 四割五分ハ夏秋蠶ノ爲メニ必要トセラレル。而  
 シテ此等ノ資金調達ノ道ハ先ヅ三ツアルモノト  
 見テヨイデアラウ。（一）ハ云フ迄モナク製絲業者  
 ノ手金デアツテ其額ハ固ヨリ精確ニ之ヲ知ルコ  
 トガ出來難イケレドモ、大正四年ノ生産年度ニ  
 就イテ其ノ推算ヲシテ見レバ凡ソ二千萬圓位デ  
 アラウト云フコトデアル。此ノ生産者ノ手金  
 ニ次デハ（二）地方銀行ノ貸出ガ實ニ主タル資金調  
 達ノ道デアツテ、彼ノ十九銀行ノ如キハ殆ンド

此ノ蠶絲資金融通ノ目的ノ爲メニ存在スルモノト云ツテモ大過ナク、同行ノ在ルコトハ長野縣ノ製絲業者ノ或者ニ取ツテハ實ニ渺カラザル便宜デアアル。同行ハ大正四年度ニ於テハ最高千六百萬圓、大正五年度ニ於テハ最高二千萬圓位ノ貸出ヲ此爲メニ爲シタルモノト信ゼラレテ居ル。此ノ十九銀行ノ外ニハ六十三銀行及ビ信濃銀行ガ資金融通ノ便ヲ與ヘテ居ルノデアツテ、前者ハ其ノ爲メノ貸出最高額大正四年度ニ於テ五百二十八萬圓、大正五年度ニ於テ七百四十萬圓ニ達シ、後者ハ大正四年度最高二百八十萬圓、大正五年度同ジク五百八十萬圓ニ達シタト信ゼラレル。斯ノ如クニシテ銀行ノ手コリ製絲業者ニ融通サルル資金合計ハ其ノ最高大正四年度ニ於テ貳千六百萬圓、大正五年度ニ於テ參千八百萬圓位デアツタトスレバ大過ナキ有様デアアル。次ニ製絲業者ノ資金トシテ用ヒラルルモノハ(三)生絲問屋ノ前貸金デアツテ、製絲業者ハ生絲ノ賣渡ヲ或問屋ニ對シテ豫約スレバ、問屋ハ製絲業者ノ希望ニ應ジテ其ノ代金ノ内拂ノ意味ニ於テ

前貸ヲスルヲ避ケナイノデアアル。其ノ前貸ノ高ハ一釜ニ就キ凡ソ百圓ト云フ標準デアアル。然ラバ長野縣ノ製絲業者ハ年々凡ソ何程ノ資金ヲ此ノ方法ニ依ツテ利用スルカト云フコトハ甚ダ知リ難イ所デアアル。

兎モ角長野縣ニ於ケル蠶絲資金ハ右ニ上グル三ツノ道ニ依ツテ調達セララルモノデアアルガ、就中銀行ガ之ヲ融通スルニ當ツテハ其ノ貸出ノ方法ヲ如何ニスルカト云フニ、之ハ債務者タル者ノ信用狀態ニ依ツテ勿論同様デナイ。或者ハタダ普通ノ約束手形若クハ爲替手形ノ割引ニ依ツテ之ヲ得、或者ハ倉庫會社ニ保管サレタル繭ヲ擔保ニ供シ民法上ノ質入ノ形式ニ依ツテ貸出ヲ得ルモノモアリ、又或者ハ倉庫ノ證券ヲ得之ヲ裏書質入シテ貸出ヲ得ル者モアル。而シテ手形ノ割引ハ地方銀行ニ依ツテ行ハルルモノ以外信用アル大製絲家ノ如キハ東京アタリノ銀行ニ於テ割引シテ貰フコトモ出來、其邊ハ色々デアアル。而シテ日本銀行松本支店ハ又諸銀行ニ對シテ、右等ノ割引サレタル手形ノ再割引乃至ハ又倉庫

證券ノ裏書ニヨリ在庫購ヲ見返品トシテ貸出ヲ行フノデアアル。要スルニ資金ニ關スル金融系統ハ一通リ調ツテ居ル次第デアアル。唯ダ問題ハ今後ニ於テ製絲資金融通ノミノ爲メニ特殊ノ銀行若クハ他ノ金融機關例ヘバ信用組合ノ如キガ、大ニ發達スルヲ必要トスルカ、又發達スルノ見込ガアルカ、ソレトモ普通ノ商業銀行ニ依ツテ十分其ノ必要ヲ充サレ得ルカト云フコト之デアアル。此ノ問題ハ面白イ問題デハアルガ、

蠶絲資金ノ如ク一年中ノ或時期ヲ限ツテ必要トセラレ然カモ必要トセラルル際ハ一時ニ多額ノ資金ノ需要セラレ、其後除々ニ其ノ廻收ノ行ハルルモノニ對シテ、特殊ノ銀行ヲ發達セシムルコトハ頗ル困難ナル事情アルコトヲ思ハナクテハナラヌ。彼ノ十九銀行ノ如ク特殊ノ事情ノ下ニ存立スルモノノ外、此種ノ特殊銀行ノ發達ハ事實上困難ナルモノ少クナイデアラウ。ヤハリ普通銀行ガ、蠶絲資金ノ需要セラルル場合ニハ之ヲ貸出シ、其ノ需要ナクシテ廻收サルルニ從ツテ之ヲ他地方若クハ他ノ方面ノ貸出ニ用ヒル

方法ニ依ルノガ差當ツテハ最モ簡便ナ方法デアアル。ケレドモ要スルニ此ノ問題ハ將來ノ問題トシテ面白イ問題タルヲ失ハヌ。

繭倉庫 右ノ如ク述べ來ツテ、予輩ハ資金融通ノ一手段トシテモ又タダ保管上ノ意味ヨリシテモ、茲ニ一言繭倉庫ニ就イテ説ク所ナカル可ラザルヲ思フノデアアル。

各製絲業者ガ其ノ製絲原料繭ノ保管ノ爲メニ各自ニ所有スル所ノ倉庫以外、獨立ノ營業トシテ繭ノ保管及ビ金融ノ爲メニ存スル倉庫ハ、長野縣ニ於テハ諏訪倉庫株式會社ヲ以テ唯一ノ例トスル。諏訪倉庫株式會社ハ諏訪郡岡谷ニ在ツテ規模廣大、其ノ收容シ得キ繭ノ量ハ十六萬石デアアル。長野縣ニ於ケル繭ノ總生産量ヲ六十五萬石ト見レバ正ニ其ノ四分ノ一ヲ收容シ得ルカヲ有スル次第デアアル。而シテ昨年ノ如キハ實ニ最高在庫量十二萬石ニ及ムダトノコトデアアツテ、其ハ殆ンド全部製絲業者ノ買入レタル繭ガ保管ノ爲メニ寄託サレタモノデアアル。

仍テ今此ノ諏訪倉庫ニ保管サルル繭ガ其ノ保管

中ニ於テ如何ニ資本化セラレ、製絲業者ノ資金融通ノ用ニ供セラルルカト見ルニ、之ハ二様ノ形式ニ於テ行ハレル。一ハ即チ商法ノ規定ニ從ヒ證券ノ發行ニ依ツテセラレルモノデアツテ、他ハ即チ此ノ手數ヲ省略シ民法上ノ質入擔保ノ形式ニ依ツテ行ハラルノデアアル。而シテ諏訪倉庫株式會社ハ十九銀行其他トノ間ニ業務ノ連絡ヲ取ツテ在庫繭ニ對スル資金融通ニ便スルニ努メテ居ルノデアアルガ、此等ノ地方銀行ニ於ケル資金融通ニ關シテハ、倉庫證券ノ發行ヲ爲スコトハ稀デ、大抵ノ場合ニハ單純ナル入庫通知書ヲ發シ、何某ト云フ製絲業者ガ何石ノ繭ヲ入庫シタト云フコトヲ證明的ニ通知シテヤレバ、銀行ハ輒チ其ノ在庫繭ヲ擔保トシテ當該何某製絲業者ニ資金ノ貸出ヲ行フノデアアル。此ノ道ニ依リテ資本化セラルル在庫繭ノ量ハ總在庫繭ノ凡ソ八割五分ニ及ブモノト見テ大過ナク、貸付ハ勿論債務者ノ信用狀態ノ如何ニ依ツテ多少ノ相違アルベキダガ普通ニハ繭ノ時價ニ對スル八掛位ノ融通ノ行ハラルモノト見テヨカラウ。

次ニ倉庫證券ノ發行セラルル場合ハ日本銀行ガ再割引ヲ行フニ當リ見返品トシテ之ヲ取ル場合ニ限ラルルト云ツテ差支ナイ、其道ニヨツテ資本化セラルル繭ノ量ハ二萬五、六千石、昨年アタリノ繭相場デ凡ソ百五、六十萬圓ノモノデアアル。兎モ角製絲業者ハ此ノ諏訪倉庫株式會社ノ有ルガ爲メ夥シキ利便ヲ得ル譯デアツテ、同倉庫ガ常ニ其ノ收容量全幅ニ於テ利用セラルルモノト假定スレバ、常ニ六、七百萬圓ノ資金ハ之ニ依ツテ融通セラルルヲ得ル次第デアアル。而シテ此ノ利便ハ入庫出庫ノ頻繁ニ行ハレ常ニ盛ニ新陳代謝セラルルニ連レテ大ナル可キヤ勿論ノコトニ屬スル。

右ハ在庫繭ノ資金化ニ關スル方面ノ問題デアアルガ、次ニ繭ノ保管ノ方面ニ就キテ見レバ、保管ハ大抵一生産年度内ニ限ラルルノデアツテ、生産年度ヲ超ヘテ持越サルルハ少ナイ。保管ノ倉敷料ハ生繭一石ニ付キ一錢三厘乾燥繭同ジク三錢ト云フ位ノ所デアアル。而シテ諏訪倉庫株式會社ニハ繭ノ乾燥ニ對シテハ特別ノ設備ヲ有シテ居



リ普通ノ室内蒸汽乾燥ト今村式回轉機乾燥トノ  
 兩設備ガアルガ、前者ニ依ル乾燥ニハ六時間ヲ  
 要シ、後者ニ依ル乾燥ハ四時間ニテ事足ルトノ  
 コトデアアル。乾燥手數料ハ右何レニヨルモ生繭  
 ヨリ本乾燥ニ至ル迄一石ニ付キ九十錢ノ標準デ  
 アルガ、之ハ料金ノ額ニ應ジ多少ノ割引ガ行ハ  
 ルル様デアアル。

保管繭ニ對シテハ先ニ述ヘタルガ如ク、ソガ日  
 本銀行ノ見返擔保トナル場合ノ外ハ之ニ對シテ  
 證券ノ發行セラルル場合ハ少ク、普通ハ商法ノ  
 規定ニ依ラザル保管證書ガ荷主ニ對シテ交付セ  
 ラルルニ過ギヌノデアアル。而シテ在庫繭ヲ賣買  
 讓渡又ハ質入セントスル場合ニハ、荷主ハ其ノ  
 證書ヲ倉庫會社ニ呈示シテ改證ヲ請求ス可キモ  
 ノトセラレテアル。而シテ在庫繭ニ對スル保險  
 ハ明治、共同、よーくしやいあ、さん、及にゆー  
 じーらんど等ノ諸保險會社ニ依ツテ行ハルルコ  
 トトナツテ居ル。又倉庫内ニ於ケル防火設備モ  
 隨分入念ニ行ハレテアル。要スル諸多ノ方面ヨ  
 リ之ヲ見テ諏訪倉庫株式會社ナルモノハ長野縣

ノ蠶絲業ノ爲メニハ寔ニ必要ナル而シテ又能ク  
 發達整備セル有效ノ機關タルヲ失ハヌモノデア  
 ル。

工女 最後ニ少シク工女ニ關スル事項ニ就イ

テ述ベテ見ヤウ。長野縣ノ製絲工場ニ使役セラ  
 レテ居ル工女ノ數ハ、大正四年六月現在ニ於テ  
 六萬八千五百三十六人デアツタカラ、事業ノ盛  
 況ヲ極メツツアル現今ニ於テハ此數ヨリハ大分  
 多イ筈デアアル。右六萬八千五百餘人ノ内五萬六  
 千二百三十人ハ長野縣在住ノ者デアツテ、自餘  
 ノ一萬二千三百六人ハ他府縣人デアアル。他府  
 縣人中最も多キヲ占メテ居ルハ、地理的關係上  
 山梨縣人デアツテ其數六千餘人、就中五千八百  
 餘人ハ諏訪地方ニ雇ハレテ居ル。次ハ新潟縣人  
 デ其數三千餘人、之レ亦主トシテ(千五百餘人)  
 諏訪地方ニ雇ハレテ居ル。次ハ岐阜縣人ノ二千  
 二百餘人デ亦諏訪地方ヲ主トシテ(千三百餘人)  
 集中シテ居ル。其他群馬、石川、愛知、靜岡、  
 東京、富山、埼玉、福島、千葉、宮城、茨城、  
 福井、滋賀、兵庫ノ各府縣ヨリ工女ノ供給ヲ仰

5) 長野縣蠶絲課「製絲工場調」

イデ居リ。徳島縣カラスラモ九人バカリノ工女ヲ招イテ居ル有様デアアル。

此等工女ハ大多數ハ固ヨリ未婚者デアツテ、其ノ年齢別ハ十七歳以上二十歳以下ヲ以テ最大トシ、十五、十六、二十一歳之ニ亞ギ、十二歳以下ナル者ハ甚ダ少ク、四十歳以上ナルモノハ更ニ少イ。五十歳以上ナル者ニ至ツテハ十指ヲ再ビ屈スルヲ以テ足ル有様デアアル。斯ク未婚ノ青年者ヲ以テ大多數トスルコトハ勢ヒ其ノ供給難ト云フ事實ヲ齎サザルヲ得ナイノデアツテ、カノ絹絲紡績工女ニ於ケルト同ジク、製絲業ニ於テモ工女ノ募集ノ困難ハ決シテ少カラザルモノデアアル。従テ工女募集ノ爲メニハ各製絲業者トモ常ニ頭ヲ懊マシ又手數ヲ忍ブ次第デアツテ、爲メニ費ス金モ少クナイ。新聞紙ノ傳フル所デハ此ノ工女募集ノ爲メニ本年ノ如キハ一人當リ三拾圓モ掛カルト稱セラレ、當業者ノ云フ所デハ一人拾圓位ノモノデアラウトノコトデアアルガ、何レニシテモ可也多額ノ費用ヲ要スルモノナルヲ知リ得可キ所デアツテ、工女ノ供給不足ハ争ヒ

難キ事實デアアル。特ニハ又紡績工女ノ如キニ比スレバ製絲工女ハ、其ノ生産業務ガ工女ノ技術ニ待ツ所多ク、紡績ガ純然タル機械工業タルニ反シテ製絲ハ手工業タルノ性質ヲ失ハヌモノデアアルガ爲メニ、一人前ニ働キ得ル製絲工女ハ所謂熟練労働者タル所カラシテ、之ガ供給ヲ得ルコトノ更ニ一層困難ナルモノアルヲ思ハナクテハナラヌ。未熟練ノ者ヲ雇ヒ來ツテ之ヲ教習シテ熟練者タラシムルニシテモ、其爲メニハ時間ト注意ト費用トヲ要スルヤ勿論デアアル。

然ルニ此等ノ製絲工女ハ既述ノ如ク大多數未婚者デアリ、謂ハバ嫁入前ニ嫁入仕度ノ金ヲ稼ガシガ爲メニ工女タル者ノ多キ有様デアアルカラ、其ノ勤続年限ノ如キモ大抵皆比較的ニ短ク、二三年勤続ノ者ノ數最モ多ク、三年四年ト漸次減ジテ五ヶ年以上ナル者ハ全體ノ數ノ一割四分ニ當ルニ過ギヌ。試ニ之ヲ器械製絲工女ニ就キ繰絲工女ノ勤続ノ状態ヲ示シテ見ヤウナラバ左表ノ如キ有様デアアル。

二ヶ年	三ヶ年	四ヶ年	五ヶ年	以テ上	十ヶ年	十五ヶ年	二十ヶ年	計
18,141	11,808	8,804	5,831	4,188	11,831	8,811	141	88,008
3,000	10,000	1,000	1,000	1,000	5,000	0,000	0,000	100,000

勤續年限ノ斯ノ如ク短キ状態ヲ改善シ、成可ク之ヲ長カラシメンガ爲メニハ、縣當局モ當業者モ共ニ大イニ意ヲ注イデ居ルノデアツテ、色々ノ獎勵制度モ設ケラレテアル。而シテ長年勤續セル者ヲ表彰スルノ方法モ講ゼラレ、勤續十年以上ナル者ヲバ製絲業者聯合會ヨリ表彰シ、勤續二十年以上ナル者ハ之ヲ縣ヨリ表彰スルコトトナツテ居ル。

勞賃ノ支拂ハ固ヨリ出來高拂デアルケレドモ、出來高拂制ニ隨伴スル通弊タル粗造ニ流ルルノ點ハ、各工女其日々々ノ仕事ノ出來榮ヲバ絲ノ光澤、太サ、筋ノ有無等諸多ノ點ヨリ檢査シテ之等ニ關スル探點ヲ爲シ、其ノ探點ノ平均ニヨリテ支拂勞賃ノ率ヲ定ムルノ方法ニ依リテ防止スルコトトセラレテアル。而シテ工場法ニ依ル勞賃各月拂ノ規定ニ關シテハ、同法ノ與ヘタル猶豫期間中ニアル今日ノ事トテ未ダ其ノ實行ヲ

見ルニ至ツテ居ラスガ、右ノ如ク仕事ノ出來榮ニ付キ檢査探點ヲ爲スノ必要上各月末拂ノ制度ノ強行セラルルニ至ル場合ニハ少カラザル困難ヲ生ズ可シナド當業者ハ杞憂シテ居ル様子デア。然シ之ハ固ヨリ大シタ困難事デハナイト云ハネバナラス。勞賃以外工女ノ衛生状態其他ニ關スル社會政策的ノ要求ハ、現今迄ノ所マダ甚ダ滿サレテ居ラス。工女ハ殆ンド全部寄宿舎ニ收容セラレテアルガ、其ノ生活ヲシテ安慰ナラシメ其ノ健康ヲ保障スル等ノ點ニ就テハ、今後大ニ施設改善ス可キモノガアルデアラウ。然シ製絲業ニ在ツテハ紡績業ノ如キト異リ、工女ハ雇傭契約ヲ一年毎ニ新ニスルコトトナツテ居リ、毎年二月末ヨリ五月十日頃マデ働カシテ一旦業ヲ休ミ、春蠶繭ノ出ツルヲ待ツテ又六月中旬頃ヨリ十二月迄働カセ之ヲ以テ一旦雇傭關係ヲ絶ツ次第アルカラ、工女ニ對スル社會政

策上ノ問題等モ、此點ニ於テ多少他ノ方面ノ工業ニ於ケルト趣ヲ異ニスルモノアルヲ思ハナクテハナラヌ。而シテ此事ノ爲メニ工女ノ疾病ニ罹ルコトナドモ其ノ原因ガ工場生活ニ在ルコトノ明瞭ニ表ハレテ來ヌ事情モナイデハナイガ、兎モ角アノ水蒸汽ニ滿チタ室内ニ於テ十三時間カラノ勞働ニ服スルノデアルカラ、其ノ衛生上ノ保護的施設ハ今後ハ固ヨリ之ヲ十分ニスルヲ必要トスルヤ勿論デアル。

右ニ述ブル工女ノ募集困難ト契約一年更新トノ二事實ノ爲メニ、而シテ又同時ニ長野縣製絲業者ノ數ノ頗ル多キトノ爲メニ工女ノ雇入ニ關シテハ早クヨリシテ同業者ノ間ニ競争ノ行ハレ激シキ工女ノ奪合ヒノ行ハレタ次第デアツテ、其ノ弊害ハ一時實ニ甚シカツタノデアル。茲ニ於テカ製絲業者ハ此ノ弊害ヲ除キ競争ヨリ來ル互ノ不利益ヲ避ケンガ爲メニ明治三十六年ニ製絲同盟會ナルモノヲ造リ、岡谷ニ其ノ事務所ヲ置イテ現今ニ在ツテハ工女ノ雇入契約ハ總テ此ノ事務所ニ於テ登錄スルコトトナツテ居ル。此ノ

同盟會ハ其ノ性質ニ於テハ生産者ノ勞働者雇入ニ關スル「カルテル」デアツテ、制度トシテハ頗ル面白イモノト云ハナケレバナラヌ。事務所ノ維持費ハ加盟者ノ釜數ト登錄ノ筆數トニ應ジテ之ヲ割當ツル仕組トナツテ居リ、同地方ノ製絲業者ハ殆ンド漏ナク之ニ加盟シテ居ルト云ツテヨイ有様デアル。又其ノ同盟規約ハ甚ダ嚴重ニ遵奉セラレ、之ニ違反シテハ今ヤ到底業ヲ行フ可ラザル迄ニ發達シ來ツタノデアル。

同規約ニ從ヘバ製絲業者ハ前年雇備シタル工女ニ對シテハ又更ニ契約ヲ爲スニ就イテ優先權ヲ有スルモノトセラレ、此ノ優先權ハ工女ガ結婚スレバ消滅スルモノトセラレテアル。(虚偽ノ婚姻ヲ申立テタル者ニ對シテハ罰金百圓ヲ課スルコトトナツテ居ル。)而シテ今新ニ契約セラレタル雇備關係ハ、其ノ工女ガ來リテ就業スルコト五日ニシテ雇主ノ權利ノ確定スルモノトセラレ、他ノ雇主ノ契約シタル工女ヲ奪取リタル者ハ違約金トシテ二拾圓ヲ其ノ權利者ニ對シテ支拂フ可キモノトセラレテアル。其ノ授受ハ當事

者間ニ於テ之ヲ行フ仕組ニナツテ居ル。而シテ就業前ノ二重契約ハ先約者ニ權利アルモノトセラルルノデアル。

同盟事務所ハ強制的ニ各加盟者ノ工女雇入契約ヲ登録スルノ傍、加盟者間ニ於ケル工女雇入ニ關スル爭議ノ仲裁ヲ爲スヲ以テ任務トシ、事務所ノ仲裁ニ對シテ不服ナル者ハ別ニ設ケラルル委員會ノ裁定ヲ仰グヲ得ルモノトセラレ、委員會ハ謂ハバ控訴院タルト同時ニ大審院デアル、即チ之ガ終審デアツテ其ノ裁決ハ神聖犯ス可ラザルモノト考ヘラレ、其レ以上ニ不服ヲ唱フル者ハナク、此ノ問題ノ爲メニ正式ノ國家ノ裁判ヲ仰イダ例ハ未ダ嘗テ之レ無シトノコトデアアル兔モ角、此ノ同盟會ノ制度ハ甚ダ面白イ制度デアツテ其ノ發達、組織、事務等ニ就イテ細密ニ研究シテ見タラバ大變興味アルモノガ得ラルルデアラウト思ハレレ。

以上之ヲ要スルニ長野縣ノ蠶絲業ハ其ノ規模カラ云ツテモ、經濟上ノ要度カラ云ツテモ其ノ仕組カラ云ツテモ頗ル發達シ能ク整備セルモノタ

ルヲ争ヒ難キ所デアアルガ、右ニ述ベタル所ダケヨリシテ之ヲ見テモ今後尙ホ大ニ改善ヲ要スル點モ少クナイノデアツテ、一般ニ我國ニ於ケル蠶絲業ノ發達シ改善サルト共ニ、今後縣當局ニ於テモ、又同業者間ニ於テモ大ニ爲ス可キ所ノモノ多ク之レアル可キデアアル。今日迄ノ隆盛ヲ致セルニ鑑ミテ將來ノ發達モ頗ル見ルニ足ル可キモノデアラウ。予輩ハ茲ニ筆ヲ擱クニ當ツテ其ノ更ニ大ニ榮ヘ更ニ大ニ整ハンコトヲ祈望セザル得ナイ次第デアアル。

予ノ調査觀察ニ際シテ多大ノ便宜ヲ與ヘラレタル、長田技師、伊藤技師、益田技師、吉野技師並ビニ瀾永日本銀行松本支店長、片倉粗松本製絲場、岡谷製絲場、製絲同盟事務所、諏訪倉庫株式會社ニ對シテ深厚ノ謝意ヲ表スト爾云。